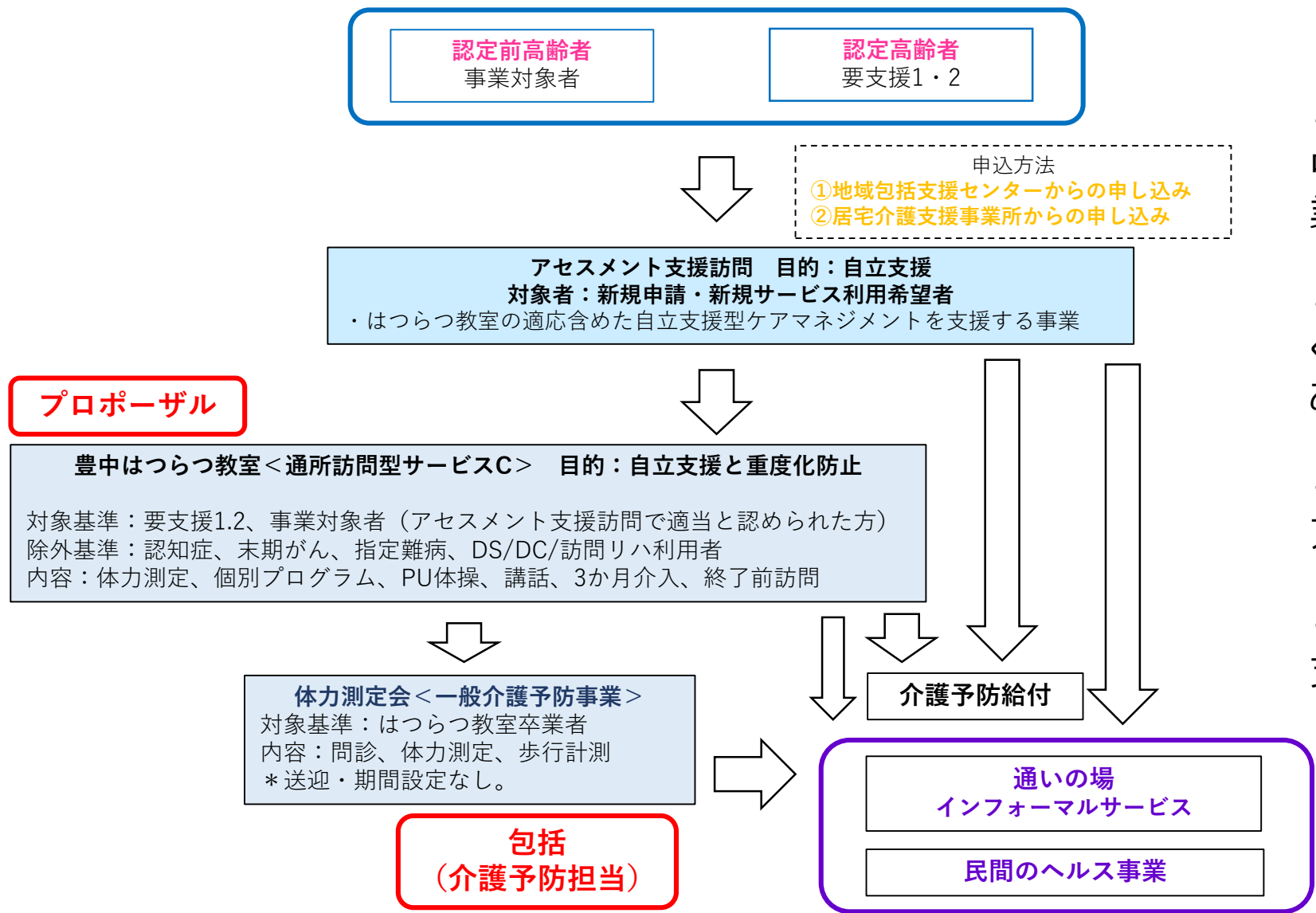


豊中市通所訪問型短期集中サービス業務 委託事業者募集説明会

- 1 事業の再編内容の要点について
- 2 公募の概要
- 3 委託内容について
- 4 スケジュールについて
- 5 質疑応答

日時：令和6年10月21日（月）
10：00～11：00@Zoom

1 事業の再編内容の要点について（令和4-6年の介護予防事業）



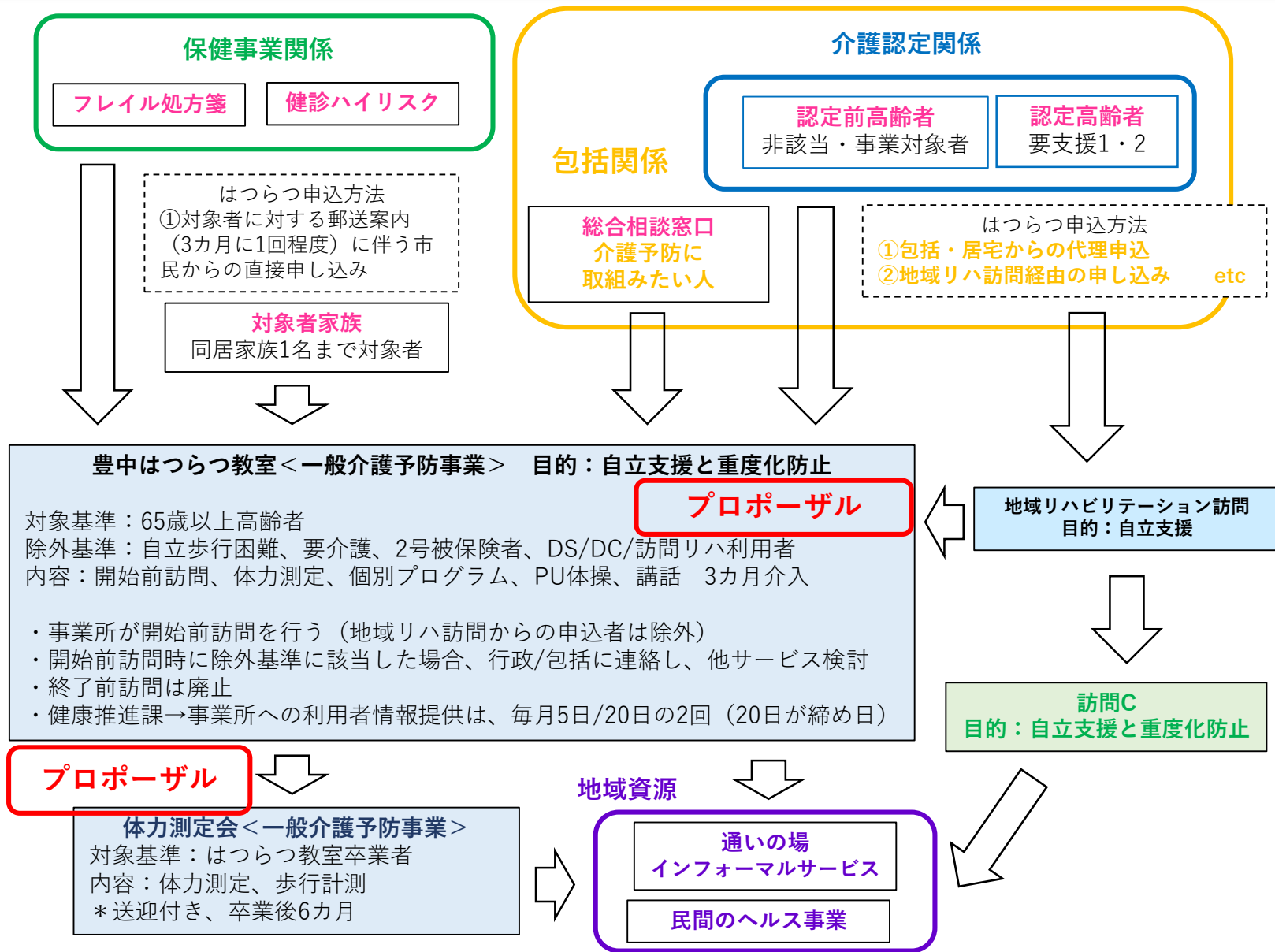
・令和4-6年度は、通所訪問型短期集中サービス（豊中はつらつ教室）のみを業務委託

・対象者は、地位包括支援センターもしくは居宅介護支援事業所から依頼のあった要支援1.2、事業対象者

・利用者抽出・事前評価は、別事業のアセスメント支援訪問にて実施

・卒業後の体力測定会は、地域包括支援センターが実施

1 事業の再編内容の要点について（令和7-8年の介護予防事業）



・令和7-8年度は、通所訪問型短期集中サービス（豊中はつらつ教室）に加え、**体力測定会も業務委託**

・これまでの介護認定者に加え、認定非該当者や保健事業からフレイルハイリスク者を抽出するなど利用対象者を拡大（**より早期からの介護予防**）

・**終了前訪問は開始時訪問へ変更**（アセスメント支援訪問は廃止）

・**一般介護予防事業**として実施する為、利用にあたって介護予防ケアマネジメントは不要となる
（**教室終了後の社会参加などについて、地域との連携が不可欠**）

2 公募の概要

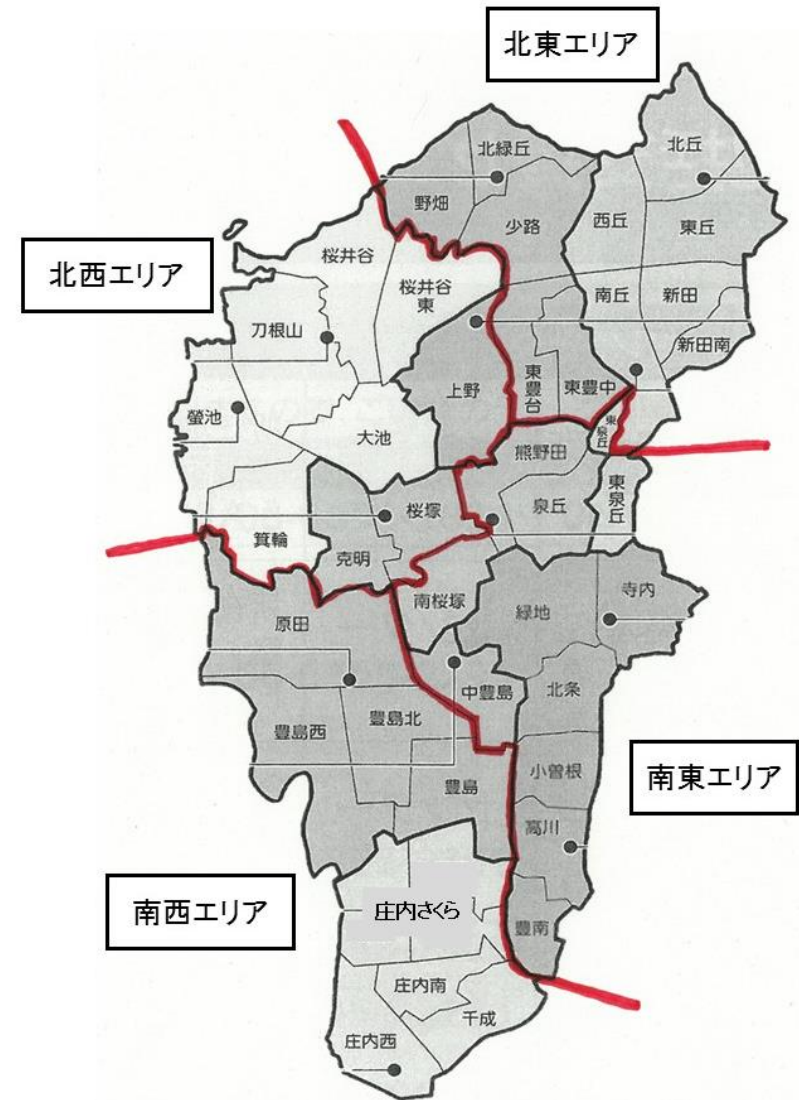
1.公募エリアについて

公募は市内4エリア（北東エリア、北西エリア、南東エリア、南西エリア）とする。

公募単位はエリアごととし、同一事業者による複数エリアの応募も可とする。ただし、各エリア内に実施会場を必ず設置すること。

2.提案上限額

1エリアあたり（単年度）24,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）



2 公募の概要

3.選定方法

市職員で構成する選定委員会において、エリアごとに企画提案書、見積額、第一次審査及び第二次審査で提案内容を総合的に評価し、第一優先交渉権者を選考します。なお、第一次審査は同一エリアに4者以上の提案者があった場合のみ実施することとします。

審査はエリアごとに行います。企画提案書および提出書類等に基づく第二次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で、最も順位の高い者を各エリアの受託候補者とします。

第二次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の50%未満の提案は、順位が1位の場合であっても受託候補者としません。なお、得点と同じ場合は、選定委員会で最終合議のうえ決定するものとします。

なお、得点と同じ場合は、選定委員会で最終合議のうえ決定するものとします。また、受託候補者の無いエリアがある場合、全エリア（4エリア）で総合評価の高い提案者から順に、別エリアで追加の受託が可能かを交渉します。

4.審査項目

	審査項目	審査内容	評価点
1	事業目的・基本的な考え方	事業の主旨や本市の取り組みを十分に理解している	5点
2	業務実績	提案者は、本業務を遂行するための業務実績を十分に有している	5点
		統括責任者および担当者は、本業務を遂行するための業務経験を十分に有している	5点
3	本事業の実施体制・実施計画について	実施体制（人員基準等）が適切である	5点
		職員の資質向上のための教育体制を整えている	5点
		実施計画、事業の全体スケジュールが適切である	5点
		苦情対応や送迎の連絡・調整などに対する体制および緊急時の対応等の連絡・安全管理体制を整えている	5点

4.審査項目

実施内容について			評価点
4	個別プログラムについて	豊中のはつらつ教室および体力測定会の開催曜日・時間が分散され、対象者が参加しやすいよう配慮されている	5点
		生活課題の改善やセルフケア能力の向上に向けた効果的な支援を行っている	5点
		サービス利用後も本人が自ら継続できる運動指導を適切に行っている	5点
		はつらつ手帳を効果的に運用している	5点
		利用開始時訪問が効率的かつ適切に実施することができる	5点
	教室の効果検証について	業務実績報告書は、実績及び事業の効果検証を含み、当該業務における課題改善策を記載した内容である。	10点

2 公募の概要

4.審査項目

5	運営について	関係機関と連携し、地域資源を紹介・参加促進する体制が整っている。委託者との連携や報告体制が整っている。	5点
		通所プログラムに関して、参加継続のための仕組みづくり、工夫がなされている	10点
		体力測定会に関して、参加継続のための仕組みづくり、工夫がなされている	5点
6	見積額（見積額については相対評価とする）		10点
7	過去の処分歴等		
	公募日から起算し、過去3年以内に、本市および国、他の自治体から入札参加停止措置等の処分を6か月以上受けた場合、または公募日から起算し、過去3年以内に、本市から契約解除または書面による警告を受けた場合。		－7点
	公募日から起算し、過去3年以内に、本市および国、他の自治体から入札参加停止措置等の6か月未満の処分を受けたことがある場合。		－3点

5.契約について

1. 受託候補者となった者には、令和6年12月下旬を目途に、市と契約手続きを行う。
2. 契約内容および仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議する。この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
3. 審査の結果、エリアごとの第一優先交渉権者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合には、次点の提案者と協議を行い、当該事業者と契約の締結を行う。
4. 本業務の受注者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保契約の締結を行うこと。ただし、豊中市財務規則第110条第3号の規定に該当すると発注者が認めたときは、契約保証金を免除することができる。

3 委託内容について

1.事業の目的・概要 仕様書

要支援認定やフレイルハイリスクと判定された高齢者など、生活機能が低下した高齢者及び一般高齢者に対し、通所と訪問を組み合わせ、短期集中的に保健・医療及び福祉の専門職が指導・介入することにより、対象者の生活機能の改善し、地域において自立した日常生活が可能となることを目的とする。

2. 業務委託期間

契約締結日～令和9年（2027年）3月31日まで

＊ただし、契約締結日から令和7年（2025年）3月31日までは準備期間とする。

3. 委託内容

- （１）利用者の自立支援と重度化防止を目的として、短期集中的に保健・医療及び福祉の専門職が指導・介入する教室（以下「豊中はずらつ教室」という。）の運営・実施
- （２）豊中はずらつ教室卒業者を対象とした「体力測定会」の運営・実施
- （３）（１）及び（２）に付帯するその他必要な業務

4. サービス対象者

要支援 1・2、事業対象者、発注者がフレイルハイリスクと判断した者等

※除外基準該当者：要介護認定、第2号被保険者、自立歩行困難者、通所介護・通所リハビリ・訪問リハビリの利用者

5. サービス概要（豊中はつらつ教室）

① 回数

利用者1人につき概ね3か月間を1クールとして、通所は週1回（計12回）、訪問は通所開始時に1回とする。ただし、必要に応じて、最大3カ月程度の延長を可とする。

② 時間

通所は1回120分程度（送迎時間は除く）、訪問は1回40分程度とする。

③ 定員

1会場あたり、毎月37人程度の利用者を受け入れること。利用者数は増減する可能性があるため、37人を超える場合も市と協議の上、可能な限り対応すること。

3 委託内容について

5. サービス概要（豊中はつらつ教室）

④ クラス設定（下記の基準にあわせて、受注者において設定する。）

- ・週4日以上で開催とする
 - ・開催時間の重複は認めない
 - ・開催するクラス数は、1週間で6クラス以上とする
 - ・1クラスの利用者数は、5人～10人の間で適切な人数を設定する
 - ・開催時間には午前午後含め、どちらかに偏らないように設定し、対象者が受講しやすいよう配慮する
 - ・午前開催枠の開始時間は、午前9時30分から午前10時30分までとする
 - ・午後開催枠の開始時間は、午後1時00分から午後2時30分までとする
- * 対象者が利用する会場は発注者が調整し決定する。

⑤ 場所・設備

受注者において実施可能な場所を準備する。利用者が運動できる面積を確保する（1人3㎡を目安）。

⑥ 利用料

無料とする。

6. 業務詳細（豊中はつらつ教室の運営・実施）

①利用開始時訪問

- ・生活課題・各種心身機能の評価 ・目標設定・合意形成 ・同意書の取得
- ・対象者であるか確認し、参加困難な場合には、適切なサービスに繋がるよう関係機関と連携

②教室の運営・実施

- ・生活機能を改善し、可能な限り自立した生活を送ることを達成するための個別プログラムの実施
- ・複数人で行える運動の実施（個別プログラム実施中、待機の方に向けて）
- ・自立支援に向けた取り組みの実施（例：はつらつ手帳の活用、目標の設定、ホームプログラムの作成・指導、終了後も運動が継続できるツールの作成、地域資源の情報提供等）
- ・とよなかパワーアップ体操の実施
- ・介護予防・自立支援に関する講話の実施
- ・体力測定（TUG、5回立ち上がり、握力、片足立位）、身体計測（BMI）、後期高齢者質問票等
- ＊開始時・終了時は必須。中間は状況に応じて受注者において判断。
- ・健康状態の把握（毎回のバイタルチェック、問診等）
- ・送迎の実施（市内全域）
- ・豊中はつらつ教室利用後の社会資源とのマッチングなどのコーディネート

6. 業務詳細（体力測定会の運営・実施）

- ・毎月4回、教室卒業者に対し実施する。なお、利用者ひとりにつき、利用は月1回とし、期間は卒業後半年間を原則とする
- ・対象者への参加案内・参加受付（対面または郵送・電話等で案内）
- ・体力測定（TUG、5回立ち上がり、握力、片足立位）、身体計測（BMI）、後期高齢者質問票、その他
- ・健康状態の把握（毎回のバイタルチェック、問診等）
- ・歩行計測（NEC歩行計測システム）
- ・送迎の実施（市内全域）
- ・セルフケアのモニタリング（はつらつ手帳の確認）、自立支援の指導、地域資源の紹介
- ・モニタリングの場として、担当ケアマネジャーや地域包括支援センター職員にも開催案内を行う

3 委託内容について

6. 業務詳細（豊中はずらつ教室および体力測定会に付帯する業務）

①カンファレンスの実施

毎月、次月開始利用者と開始 2 か月目時点の利用者の進捗状況（身体機能・生活課題・卒業の方向性等）、サービスの運営状況、課題解決に向けた取組みに関して、発注者とともに月 1 回のカンファレンスを行う

②利用者リスト等の提出

右記書類を市に提出すること
※分析結果・課題抽出と改善策を提示すること。業務実績には、プログラム完遂率、給付サービスからの卒業率、通いの場移行率、各種体力測定結果前後比較を含むものとする。その他の分析項目や分析手法には指定なし）

③担当者全体会議への参加

年に3回程度、発注者・受注者の担当者にて、実績報告・課題共有・意見交換等を目的とした全体会議への参加

④その他必要な業務

その他必要な業務が生じた場合、発注者と協議のうえ業務を行う

書類等の種類		提出時期等	様式等
利用者リスト		実施月の前月末まで（毎月）	指定あり
カンファレンス報告書		カンファレンス後5日以内（利用者ごと）	指定あり
通所完了報告書	モニタリング報告書	利用終了翌月10日まで（利用者ごと） ※担当のCMがいる場合、別途モニタリング報告書を郵送等で送付する	指定あり
	測定データ報告書		指定あり
体力測定会完了報告書	参加報告書	終了翌月10日まで	指定あり
	測定データ報告書		
業務実績報告書※		年に3回提出 年度末には当該年度を通じた総括を含む	指定なし

3 委託内容について

7. 従事者の配置

原則、利用者8人以下に対し下記の従事者を配置すること。体力測定会実施時も同一基準。

職種	業務内容	条件	必要人数
リハビリ専門職 (理学療法士・作業療法士)	教室の運営管理・個人の状況に応じた指導、訪問指導	介護予防事業等の実務経験を3年以上有する者、もしくは同等の技能知識を有すると発注者が認めたもの	1人以上 * 原則、常勤とする。ただし、非常勤であっても代表となる者が会議・カンファレンス等に参加可能な場合は可とする
介助する者 (資格は問わない)	教室におけるプログラムの介助等	医療・介護・福祉業務等の実務経験を有する者	1人以上
福祉専門職（社会福祉士、生活支援コーディネーター等 必ずしも資格は問わない）	利用者に対し、福祉に関する相談、地域資源紹介等	豊中市の地域資源紹介（インフォーマル）や総合相談支援の知識・経験を有する者	1人以上 * 介助する者との兼務も可 * 週2回程度の勤務でも可

- ※1教室あたり全体で4人以上を配置、利用者9人以上の場合は全体で5人以上を配置すること。
- ※従事者の配置に示す職種の確保が困難な場合には、発注者との協議を行ったうえで、当該事業を担える他職種による代替を例外的かつ一時的に認めるものとする。但し、その場合、事業者は早急に上記の配置を満たすよう職員確保に努めるものとする。
- ※所属施設内の他事業等との兼務可。
- ※従事者には適宜、研修等を実施し、資質の向上に努めること。

4 スケジュールについて（事業開始まで：R6.10~R7.3）

